

○清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、公共の場所等における放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活及び安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、その保全を図ることを目的とする。

(放置自動車廃物判定審査会)

第20条 放置自動車の廃物の認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、清須市放置自動車廃物判定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 自動車について専門的知識を有する者

(3) 関係機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

○清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成17年清須市条例第18号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長)

第12条 清須市放置自動車廃棄物判定審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の委員の任期)

第13条 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会議)

第14条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員及び部会)

第15条 審査会に、専門の事項を調査し、及び審査させるために必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。